

ヤミ金に注意！～甘い誘いにのらないで！～

紹介屋…融資先を紹介すると言って、高額な手数料を請求する。融資を受けさせ、紹介料と称してだまし取る場合もある。

整理屋…「借金の整理・解決のお手伝いをします」などと勧誘し、実際には何もせず、高い手数料をだまし取る。

保証金詐欺…融資に先立ち保証金などの名目でお金を振り込ませ、融資せずにだまし取る。

押し貸し…融資を申し込んでもいないのに勝手にお金を振りこみ、強引に法外な利息を請求してくる。

☆多重債務相談は下記のところでも行っています

東大阪市 市政情報相談課 無料法律相談 06-4309-3104[要予約]
相談日 月～金曜日:午後1時～4時 第2火曜日:午後5時～8時(ナイター相談)
*各行政サービスセンターでも巡回法律相談を実施(予約は市政情報相談課)

大阪府 貸金業相談室 無料法律相談 06-6944-2349[要予約]
相談日 月～金曜日:午後1時～3時

大阪弁護士会 市民法律相談センター 06-6364-1248[要予約]
相談日 月～土曜日:午前10時15分～午後4時 平日夜間:午後5時30分～8時
日曜日:午後1時～4時
予約受付 月～金曜日:午前9時15分～午後8時

大阪弁護士会 なんば法律相談センター 06-6645-1273[要予約]
相談日 月～金曜日:午前10時～午後4時30分 平日夜間:午後5時30分～8時
第2・第4土曜日:午後1時30分～4時30分
予約受付 月～金曜日:午前9時30分～正午 午後1時～4時30分

大阪司法書士会 多重債務電話相談…06-6941-5758
相談日 水曜日:午後1時～7時
総合相談センター北 面接相談…06-6943-6099[要予約]
相談日 月～金曜日:午後1時30分～4時30分

法テラス大阪 050-3383-5424[要予約]
相談日 月～土曜日:午前10時15分～11時15分、午後1時～4時
予約受付 月～金曜日:午前9時～午後5時

大阪府警察本部 悪質商法110番 06-6941-4592 相談日 終日

《消費生活センターの利用》
利用時間:午前9時～午後5時30分
休館日:土・日曜日・祝日及び年末年始
(12月30日～1月4日)

《消費生活相談》
電話受付時間 午前9時30分～午後4時
相談専用電話 072-965-0102
※来所相談の場合は、事前に電話をしてください

東大阪市立消費生活センター
〒578-0941
東大阪市岩田町5丁目7番36号
電話 072-965-6002
FAX 072-962-9385
<http://www.city.higashiosaka.osaka.jp>
/070/070120/index2.html

多重債務者無料法律相談のお知らせ

借金の返済・多重債務などについて、一人で悩まず相談してみませんか？

消費生活センターでは、弁護士・司法書士による多重債務者の無料法律相談を下記のとおり実施しています。



◎相談日および時間 平成23年度

7月19日	8月16日	9月20日
10月18日	11月15日	12月20日
1月17日	2月21日	3月21日

・午前相談 午前10時～正午
・午後相談 午後1時～午後4時 (いずれも火曜日)

◎相談対応者: 弁護士 または 司法書士

◎相談時間: 1人30分以内

◎場 所: 東大阪市立消費生活センター
近鉄奈良線「若江岩田」駅下車
府道(八尾枚方線)を北へ5分

◎対象者: 東大阪市内にお住まいの方

相談は事前の予約が必要です。(先着10人)
毎月1日、午前9時から当月分を受付します
(1日が休日・祝日等の場合は翌日)
予約電話番号 072-965-6002

弁護士・司法書士に相談するときは？

◆相談では、次のことがたずねられます。

- ① あなたのプロフィール(住所、職業、年収など)
- ② あなたの家族構成とそれぞれの年収
- ③ あなたの1か月の生活費
- ④ あなたの借金の契約内容(債権者名、借入額、借入時期、借入金利、借入残高など)

◆相談を受けるときは、契約書など、お手元にある関係書類を全て持参してください。

消費生活センターホームページより相談カードをダウンロードし、あらかじめ記入の上、ご来所いただくスムーズにご相談いただけます。

◆ご自身がいくら借りているかわからないとき。

どこにいくら借りているのか確認するために、下記の信用情報機関に登録されている本人情報を見ることが出来ます。

日本信用情報機構(JICC)	0120-441-481
(株)シーアイシー(クレジットカード)	0120-810-414
全国銀行個人信用情報センター	0120-122-878

弁護士・司法書士に相談するお金がないとき

専門家の助けが必要なのに依頼する費用がない場合は、下記の資力基準を満たす方には無料法律相談や書面作成費用、裁判費用など、弁護士や司法書士に依頼する費用を立て替える制度(民事法律扶助制度)があります。

単身者	182,000(200,200円)以下
2人家族	251,000(276,100円)以下
3人家族	272,000(299,200円)以下
4人家族	299,000(328,900円)以下

※月収(手取り、賞与を含む)金額です。

※家族1人増につき三万円が加算されます。

※家賃、住宅ローン、医療費などの出費がある場合は一定額が考慮されます。

※預貯金が一定額以上ある場合は援助されません。
※()内は、大都市基準の額です。東大阪市は、()内の額に該当します。

くわしくは法テラスへお問い合わせください。法テラス大阪 050-3383-5424

債務整理とは？～多重債務を解決できる4つの方法～

任意整理

裁判所を利用せず、弁護士や司法書士に依頼し、債権者*1と交渉して債務(借金)を整理してもらう方法です。利息制限法で利息を計算しなおして、返済金額や返済期間を新たに決めます。債務を減らすだけでなく、取引期間が長ければ過払い金*2の返還請求ができる場合もあります。

*1 債権者…お金を貸している側

*2 過払い金…大手消費者金融会社は出資法と利息制限法の間金利(グレーゾーン金利 約29%)で貸付を行っています。法的に多重債務の解決をする場合は、利息制限法に基づく利息(15~20%)で計算しなおすため、その差が圧縮され、借金が減額されたり、払いすぎたお金が戻ることもあります。

特定調停

簡易裁判所に調停手続きを行い、債権者と債務者*3の間を選任された調停委員に斡旋して整理してもらう方法です。利息制限法に基づいて、返済額や返済方法などについて合意を成立させることにより、解決を図ります。債務者本人が容易に手続きができ、申立て費用も低額です。

*3 債務者…お金を借りている側

個人再生手続

地方裁判所に申立てを行います。将来にわたり継続的に収入を得る見込みのある場合に利用でき、債務の一部について返済計画を立てる手続きです。債権者の意見などを聞いたうえで裁判所が認めた計画通りに返済を完了すれば、残りの債務が免除されます。また住宅を手放さなくても借金の整理が可能です。

自己破産

多額の借金を抱え、全財産をあてても返済しきれなくなったとき、地方裁判所に申立てを行い、免責許可の決定が確定した場合は、債務の支払義務はなくなります。ただし、浪費やギャンブルなどのケースでは、免責が受けられないこともあります。なお、自己破産の申立てをしても、戸籍に掲載されたり、選挙権を失うなどということはありません。